

岩手県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営都鳥地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成28年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市胆沢区南都田字谷地中	71番3	田	田	217	100
〃	76番1	〃	〃	412	97
〃	146番1	〃	〃	278	46
〃	174番1	〃	〃	806	41
〃	179番1	〃	〃	954	60
〃	188番1	〃	〃	951	113
〃	194番1	〃	〃	849	187
〃	242番	〃	〃	169	92
〃	260番2	〃	〃	525	79
〃	311番1	〃	〃	723	174
〃	312番2	〃	〃	262	147
〃	315番1	〃	〃	508	153
〃	356番1	〃	〃	462	57
奥州市胆沢区南都田字独光	20番1	畑	〃	222	74
〃	31番1	田	〃	891	51
〃	38番1	〃	〃	457	206
〃	53番2	〃	〃	778	128
〃	77番1	〃	〃	792	26
〃	92番	〃	〃	673	52
〃	101番1	〃	〃	1,088	82
〃	133番1	〃	〃	623	118
〃	195番1	〃	〃	406	75
〃	199番3	〃	〃	241	153
〃	204番2	〃	〃	351	149.21